

定期報告の提出について

沖縄県高齢者福祉介護課



有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の定期報告とは

有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）の設置者は、有料老人ホームの情報を知事へ報告することが義務付けられていますので、必ず提出ください。

- 老人福祉法の改正により定期的な報告が義務付け（平成30年7月13日付け子高第730号にて通知済み）
- 沖縄県では、「沖縄県有料老人ホーム設置運営指導要綱等」の改正を行い、有料老人ホームに関する「情報の報告様式」及び「報告方法」等について定めています。
- 提出書類（様式）
 - 施設の状況報告
 - 有料老人ホーム情報開示一覧
 - 重要事項説明書及び別添1・2
- 報告状況の時点
 - 毎年7月1日時点の状況を報告
- 留意事項
 - 報告についての依頼は毎年高齢者福祉介護課HPで案内しています。（8月後半から9月に案内）
 - 令和2年度は、「状況報告」はインターネットからの電子申請。「情報開示一覧」と「重要事項説明書（含別添）」はEメール添付で県からの委託業者に提出いただきました。（インターネット、メール等利用不可の場合郵送可能）

定期報告での注意点

- 重要事項説明書は、「沖縄県有料老人ホーム設置運営指導指針」において、別紙様式として定められていますので、定められた様式を使用ください。
 - 現時点では最新様式はH30改正版ですが、次年度（令和3年度）4月以降に改正を予定していますので、定期報告時には確認ください。

- 「重要事項説明書」と「情報開示一覧」の報告内容に、齟齬がないか確認ください。以下の事項については特に注意ください。これらは、昨年の報告内容とも同じか確認ください。変更の場合には変更届が必要です。（介護保険の住所地特例に影響する場合があります。※）
 - 入居時要件（現在の入居者の介護度ではなく、受け入れる際（入居時）の介護度です）
 - 定員（現在の入居者数を記入いただいている間違いが散見されます）
 - ※入居定員が29名以下の施設で、入居時要件が「要介護」に限定された場合には、住所地特例対象外施設となります。

- 変更届出について
 - 変更の日から一月以内に変更届を知事に提出しなければならない、と規定されています。以下の変更には変更届出が必要です。
 - 1. 有料老人ホームの名称、2. 有料老人ホームの所在地（移転の場合）、有料老人ホームの所在地（地番改正などの表記変更）、3. 設置者である法人名 ※事業譲渡など運営法人が変更される際は、旧法人は廃止届けを、新法人は設置届を提出しなければならない。4. 法人の代表者、5. 法人の主たる事務所、6. 施設において提供するサービスの内容、7. 建物の規模及び構造並びに設備の概要、8. 入居時要件、9. 入居定員、10. 居室数、11. 施設の管理者、12. 利用料金・敷金その他の入居者の費用負担の額、13. 建築基準法上の変更事項
 - 変更届出の詳細については、以下の高齢者福祉介護課HPをご参照ください。
 - <https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shisetsu/yuuryou-henkou-todoke.html>

定期報告で報告いただいた書類等の活用について

- 定期報告で報告を頂いた「重要事項説明書」「情報開示一覧」は、高齢者福祉介護課HPで公開しています。また、状況報告を含めて集計し、厚生労働省への報告にも使用しています。
- 重要事項説明書は、定期報告時の県への報告だけでなく、入居相談があったときや入居者（ご家族）等が求めに応じ交付することとされています。また、契約締結前に十分な時間的余裕をもって説明を行う必要があります。
- 特定施設入居者生活介護の指定を得ている施設』及び『サービス付き高齢者向け住宅』については、有料老人ホームとしての重要事項説明書は、特定施設入居者生活介護及びサービス付き高齢者向け住宅において作成・説明が求められる同名の書面とは内容が異なるため、別個作成・説明をお願いします。

